

## 『芦屋市立美術博物館運営基本方針（平成 21 年度）』策定までの経緯

●平成 14 年 11 月 15 日 『芦屋市立美術博物館運営基本方針』を策定

当時は芦屋市立美術博物館運営委員会が審議。なお、当委員会は平成 14 年度に解散。芦屋市立美術博物館協議会は平成 15 年度に設置。

●平成 18 年 3 月 31 日 芦屋市文化振興財団が解散

●平成 20 年度から平成 21 年度の美術博物館協議会で、『芦屋市立美術博物館運営基本方針』の見直しについて審議。各会の主な意見は次の通り。

### 平成 20 年度第 1 回（平成 21 年 3 月 25 日開催）

#### （事務局）

- ・藤原教育長から基本方針の見直しについて提示
- ・「震災後、美術博物館の運営は偏っているのではないかと、一般の市民が理解できない展示をしているのではないかと」という意見が、教育委員から出た。

#### （委員）

- ・展示は、玄人うけするものに感じ、足が向かない。
- ・具体美術を避けて通るのがいいのか、すばらしさをアピールするのか、骨を折る必要がある。
- ・入館者 2～3 万人は論外。
- ・抽象美術が好きな人は現実的に少ない。抽象芸術は少なめにして多くの人が共感できるようにわかりやすい展示等をしなければならない。
- ・学校教育面でも美術博物館を大いに利用すべき。
- ・文化行政は芦屋のまちづくりの柱。
- ・美術博物館は、市民参加で補わないといけない。

### 平成 21 年度第 1 回（平成 21 年 5 月 29 日開催）

#### （事務局）

- ・議題「芦屋市立美術博物館の運営基本方針の改正について」
- ・市民がどんな美術博物館を望んでいるのか。コンセプトを大きく変えていかないといけない。
- ・これまでの美術博物館は、市民にわかって、楽しんでいただくという努力が足りなかった。
- ・特定の人に理解してもらおうと同時に、一般の市民に理解してもらえようという努力が必要。

(NPO 学芸員意見)

- ・ 具体美術は価値がある。

(委員)

- ・ 基本方針には、博物館の姿が見えない。
- ・ 博物館・美術館は、本来、地域文化を発信していく「核」の部分だと思う。
- ・ 具体美術に対する基本線は、最後の特別項目を消すぐらいしないといけない。

## 平成 21 年度第 2 回（平成 21 年 6 月 30 日開催）

(事務局)

- ・ 議題「芦屋市立美術博物館の運営基本方針の改正について」
- ・ 基本方針は、思い切って根本的に触ってもよいと思う。
- ・ 美術博物館の基本中の基本には、「知の拠点」「アイデンティティ」「郷土愛」「素晴らしさ」「誇り」という言葉があると思う。
- ・ 具体的には芦屋ゆかりの作家とモダニズムが入ってくる。
- ・ 「市民に潤いを」「市民が参加する」「今の芦屋をみせる」を条文にあげるべき。

(NPO 学芸員)

- ・ 運営基本方針は、美術部門と博物部門を明確に分けて書いてほしい。

(委員)

- ・ 美術博物館の特性である具体美術について、現在の基本方針の表現を変えてほしい。
- ・ 芦屋市文化行政推進懇話会の提言を認識しておく必要がある。
- ・ 現在の基本方針は、全面的に見直す方が良い。
- ・ 美術部門・歴史部門の双方大事にした運営をしていくことが大事。
- ・ 芦屋のどこが素晴らしいのかという出発から運営基本方針を作るべき。
- ・ 具体美術はプラス面を書いてほしい。
- ・ これからの未来、どういうものが子どもたちにとって大事なのか、基本方針に盛り込んでほしい。
- ・ 美術館・博物館は地域文化の「核」であるので、地域との交流が大事。
- ・ 芦屋のモダニズムは、人々の関心を呼ぶのでは。
- ・ 美術博物館の使命・目的を別立てで考えるべき。
- ・ 基本方針に具体的な前書きがほしい。
- ・ 市民が読んでみようという形にしてほしい。
- ・ 近隣の博物館とは違う特徴を出さなければならない。
- ・ 目的に「地域文化を発信していく」という、「発信」という言葉を入れてほしい。「交流」とい

う言葉も入れてほしい。

## 平成 21 年度第 3 回（平成 21 年 7 月 30 日開催）

### （事務局）

- ・議題「芦屋市立美術博物館の運営基本方針の改正について」
- ・平成 14 年以前に戻ってはいけない。目は世界にあるからといって、足元の市民から離れた展示はやるべきではない。市民にわからない展示をしても意味はない。

### （委員）

- ・具体美術に関して言えば、芦屋市だけでなく全国的な、世界的な意味を持っていることを謳ってほしい。
- ・基本方針の大項目が細かすぎる。標題を大きく分けて、あとは運営方針などで細かく列挙していく方がわかりやすいと思う。
- ・美術博物館の特長を捉えないといけない。⇒（NPO 学芸員意見）博物部門では、阪神間モダニズムも重要なファクター。美術部門は、具体の海外へ向けての発信。芦屋ゆかりの作家と同時に世界に通用する作家がいる。
- ・阪神間モダニズムに対して、資料の収集を含めて芦屋市の美術博物館の特長にしていかなければならないと思う。
- ・具体美術が実際に評価されているのは、美術博物館の特色であり、財産である。
- ・芦屋はいろんな文化が生まれてきた文化発信の地ということを強調してもよい。それを受けてコレクションなり、美術博物館の成り立ちは連動しているので、全国的にも珍しい特色ではないか。
- ・市立なので、「芦屋市民のため」という文言はたくさんあってもよいのではないか。
- ・芦屋ゆかりのことが少なすぎても変。バランスが必要。
- ・具体美術の研究をされている方からすれば不満足でも、研究者ではない一般の市民が面白いと思ったり、刺激されなければ展覧会として成立しない。
- ・運営基本方針は一回決めたら、すぐに変えるものではない。
- ・使命・目的は、ある意味、憲法の前文のような部分。

## 平成 21 年度第 5 回（平成 21 年 9 月 30 日開催）

### （事務局）

- ・議題「芦屋市立美術博物館の運営基本方針の改正について」
- ・今運営している NPO 法人が「友の会」をもっている。市とても期間を限定して OK している。

### (NPO 学芸員)

- ・「富田碎花」の名前を入れてほしい。
- ・「世界への発信」という趣旨を入れてほしい。⇒(藤原教育長)あまり大きくとりあげすぎると、やりにくくなると思う。

### (委員)

- ・今さらではあるが、この協議会で、今後の美術博物館のあり方について答申なりをして、教育委員会の方で運営基本方針を作るというスタイルの方が良かったのではないか。
- ・どういう運営形態になろうと、基本方針に書かれていることをきちんと守っていただかなければならない、実行してもらわなければならない。
- ・使命・目的は、美術部門と博物部門を分けない方がいい。
- ・具体的な運営のところは、美術部門と博物部門を分けた方がわかりやすい。
- ・今回の運営基本方針で特徴的なのは、「市民参加」。
- ・調査研究をいれないと、ただの箱になってしまう。

## 平成 21 年度第 4 回 (平成 21 年 8 月 25 日開催)

### (事務局)

- ・議題「芦屋市立美術博物館の運営基本方針の改正について」
- ・手続的には、市教育委員会で運営基本方針案を報告し承認をいただき決定する。その後、庁議で報告するとともに、市議会にも配布する。
- ・本日は、鑑・方針案・経過・委員名簿・法令を付け、公表する形にしている。手続きを踏んで正式に発行させていきたい。

### (委員)

- ・運営基本方針は、市から諮問を受けてそれを答申するという形なのか。⇒答申ということまでは考えていないが、答申と同じ扱いにしたい。